

御代田町の特産品を 募集します

町は「御代田町特産品認定事業」を行っています。

この事業は、特産品の認定を行い、その広報と販売に助力をし、町の産業振興を目的としています。

認定された品物には「御代田町特産品認定第〇〇号」の表示ができます。

【認定基準】

御代田町のイメージにふさわしく、品質に優れ、食品衛生法および関係法令に違反していない物品

【認定有効期間】

認定の日から3年間です。

平成22年度に認定を受けたものは、更新が必要となります。

審査手数料／（新規）1品 1,000円

（更新）1品 500円

【申込締切】1月31日(金)まで

※認定申請書は、産業経済課商工観光係に用意しています。

また、町ホームページからもダウンロードできます。

<http://www.town.miyota.nagano.jp>



南片山肉店
「ソーセージ」



アサギマダラの会
「ピンバッジ」



オーダーエンプレムの町田
「ピンバッジ」



SUN SUN マルシェ
「浅間山麓アイス」



ココラデ
「中山道心楽deあん」



やまいし(株)
「石臼挽きそば」



御代田町商工会
「おにかけうどん」



紅谷
「御代田のお菓子」



日穀製粉(株)軽井沢工場
「純そば茶」



味工房みよた
「かぼちゃ焼酎」



悠久農園
「古代米」

※写真は一部の
特産品です。

申し込み・問い合わせ先 産業経済課商工観光係(内線31・62)

故郷御代田への想い



東京御代田会
副会長
公文裕子

私にとっての故郷御代田…。新幹線導入により東京からも1時間半余りと、本当に近くなったものである。特に軽井沢駅からしなの鉄道に乗り換えて御代田駅に降り立った時、いつも感じる事である。

あの凛とした爽やかな空気。浅間おろしの涼風に迎えられて、心身共に安堵感を覚えるのは私だけの感傷ではないと思う。「故郷は、遠くにありて思うもの」と先人たちの言葉にあるが、私には「故郷は、触れて感じる元気の素」になっている。永年住み慣れている皆さまは今の環境は当たり前のごとであり気付かない事かもしれない。あの美しい空気と水。新鮮な味覚の山々。訪れる度に、心からの笑顔で「おあがり」と迎えてくれる温かいおもてなしの心がまた嬉しい。こんな御代田の更なる発展を願う一人として一言、提言したい事がある。

それは御代田駅に休眠中の「デゴイチ」の復活である。これぞ御代田らしいおもてなし、町おこしにも大きく寄与すると思う。デジタル化した今だからこそ、本物の「アナログ時代」の素晴らしい乗物を若い世代や子どもたちに伝え、本物に触れさせて教えるべきではないか。夏季限定の「観光列車」として走らせてみてはどうか？軽井沢のあの夏の混雑にうんざりしている人たちに、軽井沢駅から信濃追分、更に御代田からの浅間山の美しい眺めをゆっくり見てもらう。年々盛大になってきた「龍神まつり」。あの迫力とエネルギーあふれる舞を他のイベントとコラボして新たな龍神の舞の発展も夢ではない。

眠れる獅子の町、御代田にはまだまだたくさん宝がある。高原野菜収穫体験、ソバ打ち体験等、都心に住む者には羨ましい限りで、もったいない。故郷、御代田町の更なる発展と繁栄あれと願う一人である。

会員募集・東京御代田会
電話03(9807)96607
FAX 同じ

「食の文化祭Ⅲ」開催しました

～郷土食の伝承と食育の普及～

農村女性ネットワーク御代田
（事務局 産業経済課農政係 内線64）

農村女性ネットワーク御代田は、町内の農村女性グループで組織する会です。

伝統食や地元産食材を生かしたレシピ集の作成、食育の普及、地産地消活動を行っています。11月14日には、今回で3回目となる「食の文化祭」として、おやき作り講習会と食育活動に関する講演会を開催しました。



おやき作り



講演会

おやき作りに挑戦した若いお母さんたちは、郷土食のおやきが手軽に作れることやそのもちもちとした食感とおいしさに感動していました。

「いのちを育む食育活動」と題した講演では、食べることの意味やすべての物に感謝する気持ち、日本食の大切さを改めて考えさせられました。

会員は減少傾向にありますが、今回の「食の文化祭」のように世代を越えたイベント等を通じ、今後も地元の郷土食や伝統食を後世へ繋いでいく活動を行っていきます。

ごんいちには農業委員会です

■町農業委員会事務局(32)3111(内線64・27)

農業委員会委員選挙人名簿登録申請書について

毎年12月末にお願いしている「農業委員会委員選挙人名簿登録申請書」を提出していただく時期となりました。

④耕作を営んでいる人の同居の親族が配偶者で、年間60日以上耕作に従事している人

した。農業委員の選挙は一般選挙と異なり、投票できる人は農業委員会委員選挙人名簿に登録されている人だけです。町の選挙管理委員会は、法律によりその年に農業委員の選挙があるなしかかわらず、選挙権のある人からの申請に基づき、毎年1月1日現在における選挙資格を調査し、農業委員会委員選挙人名簿を作成しています。

10a以上農地を所有する皆さんには、既に申請書をお送りしました。申請書には、昨年「資格あり」と判定された人の氏名が印刷してあります。裏面の記載注意事項を参照して変更がある場合は、必要事項を記入し、同封した返信用封筒に入れ、1月10日(金)までに提出してください。

【選挙権がある人】

- ①平成26年1月1日現在、御代田町に住所がある人
- ②平成6年4月1日までに生まれた人
- ③10a以上の農地で耕作を営んでいる人

なお、農地があるにもかかわらず、申請書が届かない人がいるかもしれません。経営者世帯以外は選挙資格がないので、親がどんなに耕作していても経営移譲された子の住所が町内ないと、選挙資格がありません。農地が10a以上あるのに申請書が届かない人は、お問い合わせください。